

現場代理人の常駐義務の緩和に関する取扱要領

平成26年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この要領は、坂戸、鶴ヶ島水道企業団建設工事標準請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の常駐義務の緩和」に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(常駐を要しない期間)

第2条 実質的に現場が稼動していない次の各号に掲げる期間においては、現場代理人は、現場への常駐を要しないものとする。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事の全部の施工を一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間
- (4) 上記に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間

2 個々の工事における常駐を要しない期間は、設計図書又は工事記録等の書面により明示することとする。

(兼務を認める対象工事)

第3条 次の各号に掲げる条件をすべて満たす2つの工事については1人の者が双方の現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、発注者が安全管理上等の理由により、兼務を認めることが適当でないと判断した場合は、兼務を認めないものとする。

- (1) 坂戸、鶴ヶ島水道企業団の発注工事であるもの
- (2) 次のいずれかの条件を満たす工事であるもの
 - ア 当初設計金額が、2,500万円未満の建設工事
 - イ 単価契約による建設工事

2 同一敷地内又は隣接する現場の関連工事については現場代理人を兼務することができるものとする。ただし、この場合には前項の規定は適用しないこととする。

(兼務を認める条件)

第4条 前条に定める工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。

- (1) 発注者との連絡体制が確保されていること
- (2) 必ずいずれかの工事に常駐していること
- (3) 必要に応じて代行者を配置するなど、安全管理のほか現場の取締りに支障を生じさせないこと

(兼務を認める対象工事の明示)

第5条 第3条第1項の兼務を認める対象工事を適用する場合には、入札公告又は指名通知書に記載することとする。

(兼務の手続き)

第6条 受注者は、現場代理人の兼務を行う場合には、「現場代理人の兼務届」(様式第1号)を各工事の担当へ提出することとする。

(施工管理に関する取扱い)

第7条 受注者は、兼任したことにより安全管理の不徹底に起因する事故等が起きることがないように、工事現場における安全管理及び工程管理について、より一層配慮しなければならない。

附 則

この要領は、平成26年4月1日以降に入札公告若しくは指名通知を行う工事から適用する。